

基本目標5**次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり**

節	大施策	掲載ページ
1 学校教育	1.義務教育	174
	2.学校給食	179
2 生涯学習	1.生涯学習の推進	182
	2.図書館	186
	3.芸術・文化の振興	190
	4.文化財の保護・活用	193
	5.家庭教育	197
	6.生涯スポーツの推進	199

第1節：学校教育

1. 義務教育

現状と課題

- ・学校教育では、たくましく生きていくための体力と健康な身体を持ち、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもたちを育成するための教育条件の整備が求められています。
- ・いじめの発生件数や不登校児童生徒数が、全国的に増加しています。本市では、いじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、教育支援センターにおける不登校児童生徒の受入れ、専門相談員の配置等を行っています。
- ・本市には、小学校9校、中学校4校（いずれも分校1校含む。平成22年度時点）がありますが、人口の増加とともに、児童生徒数が増加しており、大規模校化や教室数の不足が心配されています。
- ・今後も児童生徒数が増加することが見込まれるため、将来の子どもの数を予測し、その結果を考慮した学区編成及び増築又は分離新設校の建設について検討する必要があります。また、安全な学校生活を持続させるため、施設の維持整備を継続的に進める必要があります。
- ・小中学校では、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行っています。今後も地域や家庭との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを進めることが求められています。
- ・小中学生の学力低下が懸念される中、本市では各教科における「基礎・基本^{*1}」の確実な定着と確かな学力の向上をめざした教育の実現に向けて、補助教員の配置等の施策を実施していますが、その一層の充実が求められています。
- ・子どもたちの健やかな心身を育むため、家庭と連携し健康教育の推進を図ることが求められています。
- ・学校教育を取り巻く社会環境の変化に伴い、教職員にはこれまでも増して、教育の専門家としての授業力及び実践的指導力を高め、教育の質を維持、向上させることが求められています。
- ・障害のある児童生徒が、適切な教育的支援を受けることができるように、支援体制を充実し、障害に応じたきめ細かな教育を実施するため、特別支援教育の推進が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 確かな学力、健やかな心身を育む教育が行われ、課題の発見・解決に必要な学力、他人を思いやる心、たくましく生きるための体力を身につけた人材が育っています。
- 学校施設の安全が確保されており、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校となっています。
- 学校と家庭、地域との連携により、地域に開かれた学校となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
小中学校の教育に対する満足度 (%)	19.8 (平成20年度)	20	25
わかりやすい授業だと考えている児童生徒の割合 (%)	86	90	95

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 義務教育	(1) 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進	①教育振興基本計画の策定と推進
	(2) 教育相談支援体制の充実	①教育相談の充実 ②不登校問題への対応
	(3) 教育環境の整備	①学校施設の整備 ②学校施設の地域への開放 ③学校の安全の確保 ④児童生徒への就学支援
	(4) 教育、指導体制の充実	①特色ある学校づくりの推進 ②確かな学力を育む教育の推進 ③健やかな心身を育む教育の推進 ④教職員の資質、指導力の向上
	(5) 特別支援教育の推進	①個別の支援体制の充実 ②就学指導相談体制の充実

施策の主な内容

(1) 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進

①教育振興基本計画の策定と推進

教育分野における総合的な計画を策定し、日進市のめざすべき教育の姿を明らかにするとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教育振興基本計画策定及び推進事業	教育総務課	教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画を策定し、その推進を図る。

(2) 教育相談支援体制の充実

①教育相談の充実

学習、進路、人間関係の悩み、いじめや不登校、携帯電話によるトラブル等、教育に関する様々な相談に対応するため、関係機関との連携を強化し、専門スタッフやスクール相談員等による相談支援体制を充実します。

②不登校問題への対応

学校生活になじめない児童生徒を対象に、教育支援センターにおいて特別な指導を行うことで、児童生徒の自主性及び社会性を育成し、学校への復帰を支援します。また、不登校、引きこもり状態となっている児童生徒には、スクール相談員による個別の家庭訪問を行うことにより、保護者も含めた児童生徒への支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教育支援センター事業	学校教育課	不登校児童生徒を受け入れて、適切な支援を行い、学校への復帰や社会的自立を支援する。
心の教室相談事業	学校教育課	家庭環境や友人関係、進路問題等で悩みを抱える生徒への対応のため、臨床心理を学んでいる相談員を学校に配置する。

(3) 教育環境の整備

①学校施設の整備

児童生徒数の増加に対応するため、適切な学区の編成とそれに基づく新設校の建設を行います。また、老朽化に応じた改修を行うとともに、備品の充実を図ります。

②学校施設の地域への開放

学校施設の開放を推進し、地域住民が活動する場を提供し、地域の交流を深め、地域に開かれた学校を実現します。

③学校の安全の確保

児童生徒の安全を守るために、警備員が学校を巡回する防犯パトロールを行います。また、通学路の特に危険な交差点には交通指導員^{*2}を配置するとともに通学路を定期的に巡回するスクールガード・リーダー^{*3}を配置し、家庭、地域と連携を取りながら児童生徒の通学路の安全を確保します。

④児童生徒への就学支援

経済的な理由による、就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、給食費、通学用品費及び校外学習費等の公費負担を行い、就学を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
竹の山地区新設校建設事業	教育総務課	平成25年4月開校予定の竹の山地区新設校を建設する。
地域活動学校開放事業	教育総務課	市内小中学校の体育施設等を、学区内に責任者を有する地域団体の各種活動に無料で貸出する。
学校防犯対策事業	教育総務課	市内全小中学校を1日2回警備員が巡回する。
交通指導員配置事業	学校教育課	児童生徒の登下校時における交通指導その他児童生徒の交通の安全を図るため、交通指導員を配置する。
就学援助事業	学校教育課	経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な世帯に、給食費等の教育にかかる費用の一部を補助する。

(4) 教育、指導体制の充実

①特色ある学校づくりの推進

特色のある学校づくりをめざして、地域の市民を講師やボランティアとして招いて実践活動を実施する等、地域や家庭との連携を推進します。

②確かな学力を育む教育の推進

子どもたちに各教科の「基礎・基本」の学習を確実に定着させるため、小中学校に低学年補助教員、少人数学級補助教員のほか、外国籍の児童生徒を対象とした日本語指導等、必要に応じて臨時職員を配置します。また、読書活動を推進するとともに、学校図書を充実します。

③健やかな心身を育む教育の推進

健康診断や部活動、中学生の職場体験学習、各家庭と連携した健康教育を実施し、児童生徒の自律性や協調性、健康な体、高い向上心を育てます。また、中学生の乳幼児とのふれあい体験を始めとした、豊かな感受性を育む教育を行います。

④教職員の資質、指導力の向上

教科指導や生徒指導、学級経営等の実践的な研修や今日的課題等の研究を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
特色ある学校づくり事業	学校教育課	地域の市民を講師やボランティアとして招く等、地域の特性を生かした体験活動等を実施する。
小中学校補助教員配置事業（学習補助教員等）	学校教育課	小中学校に学習指導補助教員、低学年補助教員、少人数学級補助教員、日本語指導員、介助員等の必要な臨時職員を配置する。
学校図書館運営事業	学校教育課	小中学校の図書館に専任の学校図書館職員（司書等）を配置するとともに、蔵書数を充実する。
中学生、乳幼児ふれあい体験事業	健康課	中学生が妊婦、乳幼児とふれあうことにより、他者への思いやりや命の大切さを学ぶ。
部活動事業	学校教育課	子どもたちの健やかな心身を育むため、各種大会に出場するためのバス借上、選手派遣費補助等を行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教職員研修事業	学校教育課	教科等の学習指導、学級経営や生徒指導、人権教育、情報教育等の研修会を実施する。今日的な教育課題等に対応するための委員会を設置し調査、研究を行う。

(5) 特別支援教育の推進

①個別の支援体制の充実

障害のある児童生徒の教育的支援を効果的、効率的に行うため、一人ひとりの教育的ニーズと、教育上の指導や支援について具体的内容を盛り込んだ、「個別の教育支援計画^{※4}」を策定します。

②就学指導相談体制の充実

専門家による教育相談や、小中学校への巡回相談のほか、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーター^{※5}の後補充^{※6}として補助教員を配置します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
巡回指導事業	学校教育課	専門家が学校を巡回し、普通学級に在籍しており、特別な支援を必要としている児童生徒に対する支援方法について、担任に指導、助言する。
臨床心理相談事業	学校教育課	児童生徒への対応等について専門家に相談したい教員に対して、直接相談できる窓口を開設する。また、保護者に対しても相談に応じる機会を設ける。
小中学校補助教員配置事業（特別支援教育コーディネーターの後補充）	学校教育課	特に教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する特別支援学級に、特別支援学級補助教員を配置する。また、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターの後補充として補助教員を配置する。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市学校施設整備マスタープラン（平成18年度～平成27年度）

◆ 用語の解説

- ※1 基礎・基本：どの子どもにも必ず身につけさせたい学習内容。
- ※2 交通指導員：小中学生が安全に通学できるよう、通学路の危険箇所等で登下校の際に交通指導する職員。
- ※3 スクールガード・リーダー：小学生が登下校する時間に合わせて通学路を巡回し、児童に通学指導するとともに、通学路の安全性を確認する職員。
- ※4 個別の教育支援計画：障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、適確な教育的支援を行うこと。
- ※5 特別支援教育コーディネーター：児童生徒への支援が効果的に行えるように、各小中学校に1名ずつ配置されており、各校の教員が兼務により行っている。
- ※6 後補充：各校の教員が兼務により行っている特別支援教育コーディネーターの、コーディネーターとしての十分な活動時間を確保するため、教員本来の業務を補助する目的で市費により各校に配置されている非常勤教員。

第1節：学校教育

2. 学校給食

現状と課題

- ・本市では、昭和42年に学校給食センターを開設し、共同調理場方式^{※1}による学校給食事業が始まりました。平成13年には、学校給食センターの建替えを行い、食中毒を防ぐためのフルドライシステム^{※2}を採用した調理場や、献立の多様化に対応できる設備を整えました。
- ・平成20年度には、赤池小学校の開設に対応するため、施設や備品の増設を行い、平成21年度では、約8,500食（給食の仕分け上で約290クラス分）の調理を行っています。
- ・将来人口推計から予測すると、今後必要となる調理食数は、平成29年には10,000食となり、その場合、クラス数は300クラスを大きく超えることが見込まれます。
- ・その場合、調理食数及び食器や配送コンテナ等の洗浄・収納能力が不足すると考えられるため、増強していく必要があります。
- ・平成21年に、「学校給食法」が制定後初めて大幅に改正され、子どもの食生活の変化や平成17年に制定された「食育基本法」の内容を受けて、学校給食の目標が食育の推進を重視したものとなりました。これにより、子どもへの食育において学校給食が中心的な役割を担うことが明確になりました。
- ・近年増加傾向にある、食物アレルギーに対応できる献立が一層求められています。また、食の安全に対する国民的意識の高まりにより、安心して食べられる食材料の選定や、地産地消の考えに基づいて、地場産の農産物の使用が一層求められています。

施策がめざす将来の姿

- 安全で適切な栄養の摂取ができる学校給食の提供により、健康を保持増進できています。
- 食育の推進により、伝統的な食文化について理解を深め、正しい食生活の習慣や、自然や食に携わる人への感謝と尊敬の気持ちを身につけています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
児童・生徒員への供給率（％）	100	100	100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 学校給食	(1) 共同調理場方式の充実	①学校給食センター機能の充実、補完
	(2) 給食内容の充実	①望ましい献立の作成 ②食育の推進

施策の主な内容

(1) 共同調理場方式の充実

①学校給食センター機能の充実、補完

人口増加に伴い、学校新設も見込まれます。児童生徒数、学校数及び学級数の増加に対応するため、施設、備品を充実します。また、物理的に限界点に達したときは、民間事業者の活用を含めた機能補完策を講じます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
給食センター施設・設備維持管理事務	学校給食センター	学校給食センターの各設備の日常及び定期点検を行うとともに、必要に応じて施設・設備の改修、修繕等を行う。

(2) 給食内容の充実

①望ましい献立の作成

脂質摂取が過多の傾向とならないよう、和食を中心とした「一汁二菜」の献立を基本としながら、「毎日ご飯」を続けます。可能な限り国産の、保存料等の化学物質を極力含まない安全な食材料を選定します。なお、遺伝子組み換え食品や放射線照射食品等、健康への影響が不明とされる食品は使用しないように配慮します。平成22年に県から示された「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、食物アレルギーのある児童生徒に配慮した献立を作成します。

②食育の推進

食育推進基本計画に基づき、「朝食を食べない児童生徒ゼロ」をめざして、栄養士による給食・栄養に関する授業の支援を行います。また、給食時に教諭が指導できるように、献立の狙いをわかりやすく説明する資料や食べ残し量のデータを示し、教材としての効果を高めます。学校行事として実施している小学生の見学会や中学生の職場体験の機会を充実させるとともに、全国の郷土料理（伝承料理）や季節にちなんだ行事料理を発掘します。さらに、県内産の農産物や水産物を積極的に使用し、特に、本市産の農産物の使用を可能な限り増やします。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
給食調理事業	学校給食センター	学校給食事業として望ましい献立の作成、安全な物資の選定と発注を行い、確実に配送する。
市内小中学生による 献立コンクール事業	学校給食センター	市内小中学校の児童生徒に対して、学校給食として望ましい献立を募集して、優秀な作品を表彰するとともに、献立として採用する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市学校施設整備マスタープラン（平成18年度～平成27年度）
- 日進市食育推進基本計画（平成21年度～平成25年度）

◆ 用語の解説

- ※1 共同調理場方式：2校以上の学校の調理を共同して行う方式のこと。
- ※2 フルドライシステム：床を濡らさずに調理し、食中毒の原因となる菌の発生を防ぐシステムのこと。

第2節：生涯学習

1. 生涯学習の推進

現状と課題

- ・ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢社会の進展、高度情報化、産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴い、生涯を通じてだれもが自由に好きなテーマについて学ぶことができる生涯学習環境の整備とともに、自らの意志で学習し、その成果を社会に寄与することで、自己実現を図ることができる生涯学習社会^{*1}の実現が求められています。
- ・社会の成熟化が進み、個人の生活に占める自由時間の割合が増大したことにより、「心の豊かさ」や「生きがい」のために、個性的でより充実した人生を送りたいという人々の意識の高まりに伴う、新たな学習需要への対応が必要とされています。
- ・団塊の世代の定年退職に伴い、多くの市民の地域回帰が考えられることから、生涯学習を推進することにより地域に迎えるとともに、「人財」として積極的に地域づくり活動に参画してもらえ環境づくりが必要とされています。
- ・いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活することが望まれており、そのためには、身近な場所で生涯学習を行えるシステムの構築が必要とされています。
- ・地域課題や現代的な課題に対する講座が望まれるとともに、自己の向上をめざす教養講座等についても内容の充実が求められています。そのため、市内にある大学との連携によりその専門的な知識や情報を生かした生涯学習プログラムの実施が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」を基本とした学習活動ができる環境が整っています。
- 自らの技能や経験を生かして教え合う、市民主体の生涯学習活動が活発になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
生涯学習施設の年間延べ利用人数（人）	184,425	190,000	200,000
生涯学習の講座・教室の年間参加人数（人）	2,642	3,000	3,200

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 生涯学習の推進	(1) 生涯学習システムの充実	①生涯学習プログラムの充実
		②人材の育成・活用
		③生涯学習情報の提供
		④地区レベルでの生涯学習システムの充実
	(2) 生涯学習施設の充実	①生涯学習施設の管理運営
		②生涯学習施設の整備
	(3) 大学と地域の交流促進	①大学と連携した生涯学習の推進
		②学生との交流促進
		③大学の人材・資源の活用

施策の主な内容

(1) 生涯学習システムの充実

①生涯学習プログラムの充実

生涯学習4Wプラン^{※2}の基本構想に沿った、市民の関心が高い分野での生涯学習機会を提供するため、市民の声を幅広く収集・把握し、ニーズに応じた専門性の高い講座の推進を積極的に行います。

②人材の育成・活用

市民の生涯学習に対する主体的な活動を支援するため、各種講座の講師として活躍できるような技能や経験を有する市民の発掘等、まちかどネットワーク^{※3}を活用して、関係各課と連携して団塊の世代を始めとした各種人材の活躍する場を提供します。

また、団塊の世代を中心としたシニア世代を対象に、小地域活動の担い手や地域づくりのリーダーを養成する講座を開催し、地域社会での新たな生きがいを支援します。

③生涯学習情報の提供

だれでも手軽に情報を得られるように、いつでも目を通せる冊子として生涯学習情報誌を発行するとともに、広報紙やホームページ等を活用し、市民に効果的な生涯学習情報の提供を行います。

④地区レベルでの生涯学習システムの充実

概ね小学校区を基準として整備が進められてきた福祉会館等、地域の核となる施設を利用して、身近な場所で生涯学習講座を受講できるように、地区ごとに会場、講師が充足できるシステムを構築します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人材バンク運営事業	生涯学習課	これまで身につけた特技や知識を地域で生かしたい人や生涯学習講座等で講師をした人等に「まちかどネットワーク」に登録してもらい、市民の学びの目的にあった講師を紹介する。
にっしん市民教室開催事業	生涯学習課	高齢者・団塊の世代・若者等幅広い層を対象とした趣味的講座を開催する。
シニア世代の生きがい探し講座開催事業	生涯学習課	小地域活動の担い手や地域づくりのリーダーを養成することを目的に、学習意欲のあるシニア世代の生きがい探し講座を開催する。

(2) 生涯学習施設の充実

①生涯学習施設の管理運営

文化活動の拠点となる施設として、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、岩崎城址公園等について、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、施設や備品の修繕、取り換えの必要性を検討しつつ、計画的な改修等を行います。

②生涯学習施設の整備

施設利用状況等に関する総合的な情報システムの整備等、利用者サービスを向上させ、生涯学習施設としての利用を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生涯学習施設管理運営事業	生涯学習課	定期的に施設の管理及び事業の運営状況の確認を行い、必要に応じた施設及び備品の補修を行う。

(3) 大学と地域の交流促進

①大学と連携した生涯学習の推進

市民の満足度の高い講座の開設をめざし、市内及び市外の大学と連携し、各大学の専門性を生かした、地域課題や現代的な課題に対する講座の開催に重点的に取り組みます。

②学生との交流促進

にぎわい交流館を大学交流の拠点とし、多くの大学生が活用できるよう周知を行います。また、ボランティア活動を生涯学習と効果的に結びつけることができるよう情報提供や活動環境のネットワーク化を推進します。

③大学の人材・資源の活用

市内の大学と連携し、大学の人材・資源を活用することで、行政単独では実現が難しい専門性の高い講座を開催します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
大学連携講座開催事業	生涯学習課	大学と連携した専門性の高い講座を開催する。

◆ 関連する計画・条例

■第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）

◆ 用語の解説

- ※1 生涯学習社会：人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される社会のこと。
- ※2 生涯学習4Wプラン：第4次総合計画における「生涯学習の推進」を目標とした本市の計画で「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる、の4つを略称したもの。
- ※3 まちかどネットワーク：特技や知識を地域の活動に生かしたい市民を講師として登録し、何かを学んでみたいという市民に講師として紹介する制度。

第2節：生涯学習

2. 図書館

現状と課題

- ・平成20年に開館した現在の市立図書館は、「出会いと憩いの図書館」をコンセプトとしており、視聴覚ホールや会議室等が併設されています。
- ・本市の年間図書貸出冊数^{*}は、同規模自治体の全国的水準から見ても極めて高い状況にあります。^{*}本市：115.4万冊（平成21年度実績）、同規模自治体平均：41.7万冊（平成20年度実績、「日本の図書館2009」より）
- ・図書館の資料提供機能の充実とともに、職員が、図書館資料について熟知し、利用者の課題解決の援助を行う相談業務を充実させることが求められています。
- ・児童生徒や学生、社会人、乳幼児連れの人、高齢者、障害のある人等、様々な方が利用されており、年代や対象に応じたきめ細かいサービスが必要とされています。また、これらのサービスを市民ボランティアとの協働によって進めていくために、適切な支援が必要とされています。
- ・平日昼間に仕事を持つ方のニーズに応えるため、平日の開館時間^{*}を午後8時まで延長しました。^{*}開館時間：平日は、午前9時30分から午後8時まで。土日祝日は、午前9時30分から午後5時まで。
- ・運営の効率化や利便性を高めるため、運營業務の一部や施設管理等を委託しました。今後も、市民ニーズに応じた効率的な施設運営が求められています。
- ・インターネット技術の発達により、図書館に問合せすることなく資料の検索が可能な図書館が全国的に増加し、市民が希望する資料を自ら探すことも容易になっています。そうした資料は、図書館を通じて相互貸借^{*1}することもできます。今後は、公共図書館に限らない広域的な連携によって、必要な資料を入手しやすい環境整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民のだれもが、知りたい情報や資料が得られる図書館となっています。
- 図書館を通じて、幅広い市民が憩い、交流できる拠点となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市民の図書館利用登録率（%）	32.9	35	37
市民一人あたりの貸出冊数（冊）	10.8	12	12.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 図書館	(1) 多様な図書館サービスの充実	①レファレンス・サービス※ ² 等の強化及び職員研修の充実 ②多様な利用者層に応じたサービス提供 ③多様な学習機会の提供 ④図書館ボランティアの参加促進 ⑤市民ニーズに沿った施設運営
	(2) 図書館ネットワークの強化	①図書館資料の充実 ②広域ネットワークの整備 ③小中学校図書館との連携や支援

施策の主な内容

(1) 多様な図書館サービスの充実

①レファレンス・サービス等の強化及び職員研修の充実

市民が必要とする情報を迅速に得られるように、司書比率を高めるとともに、レファレンス・サービス向上のための様々な研修への参加を充実します。

②多様な利用者層に応じたサービス提供

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用するため、幅広い分野の情報を提供できるよう、バランスのとれた図書の所蔵を図ります。また、障害のある人や交通弱者等、来館が困難な利用者が気軽に図書館を利用できるように、配本事業を始めきめ細かいサービスを提供します。

③多様な学習機会の提供

市民が快適に生活するために必要な情報が得られるように、企画展示等で時事の情報を提供します。また、多様なニーズを持つ市民が自ら必要な情報を検索することができるように、データベースの使い方講座を開催する等、自らが学ぶための機会の提供を行います。

④図書館ボランティアの参加促進

市民のボランティア参加を促進するため、障害のある人を支援するボランティアや読み聞かせボランティア等に対し、養成講座を開催し、親子で参加できる機会を設ける等の活動支援を行います。

⑤市民ニーズに沿った施設運営

利用者が安心して図書館を利用できるように必要な設備等を適切に維持管理します。また、図書館に寄せられた意見や利用者の意識調査等を参考に、市民ニーズに応じた運営や会議室等の利用方法に努めることで、市民の文化活動の支援を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
図書貸出事業	図書館	図書館資料の貸出返却業務、配架業務、資料購入等を行う。
配本事業	図書館	図書資料の配本や回収等を行う。
レファレンス事業	図書館	図書資料に関する相談業務、時事の情報提供、情報データベースの提供等を行う。
啓発事業	図書館	読み聞かせ、図書に関するイベントの開催や、ボランティアの養成を行う。

(2) 図書館ネットワークの強化

①図書館資料の充実

本市は人口構成における子どもの割合が高いため、児童書、ティーンズ図書のさらなる充実を図り、子どもの読書活動を盛んにする機能を高めていきます。また、特定分野や人気図書に偏らないバランスのとれた蔵書構成に努めるとともに、地域の歴史、風俗、著名人等の地域に関係する資料の確保を進めます。

図書館資料の一部である電磁的な記録による資料についても、新しい技術の動向を注視しながら、対応した資料の提供を検討します。

②広域ネットワークの整備

愛知医科大学医科情報センター（図書館）を中心に、瀬戸市、尾張旭市、長久手町の図書館と連携して実施している健康支援事業「めりーらいん^{*3}」等、広域的な連携をより強化するとともに、近隣の大学図書館を中心に、市民が希望する資料や情報をより得やすくするための連携を検討します。

③小中学校図書館との連携や支援

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で非常に大切なものです。そこで、学校での読書活動を支援するため、学校教育活動に必要な資料を充実するとともに、学校教育活動に利用する資料を配送する等の支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
図書館施設管理事業	図書館	施設の維持管理業務、図書館協議会の運営等を行う。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市立図書館条例

◆ 用語の解説

- ※1 相互貸借：図書館同士で、図書資料の貸し借りをすること。本市では、県内の公共図書館の資料を、愛知県図書館を通じて無料で相互貸借できるが、その他の図書館は郵送料の負担が原則発生する。
- ※2 レファレンス・サービス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供又は提示することによって援助すること、及びそれにかかわる諸業務。図書館における情報サービスのうち、人的で個別的な援助形式をとるものをいい、利用案内(指導)と情報あるいは資料の提供との二つに大別される。
- ※3 めりーらいん：愛知医科大学医科情報センター(図書館)を中心に、瀬戸市、尾張旭市、長久手町の図書館と連携した健康支援事業のこと。病名毎に各図書館が所蔵する図書の中からよりよい図書を紹介するパンフレット(パスファインダー)の作成や健康に関する講座の開催等の活動を実施している。

第2節：生涯学習

3. 芸術・文化の振興

現状と課題

- ・本市には、中央公民館と勤労福祉会館の複合施設で、市民の文化的活動の中心拠点である市民会館があり、大小2つのホールでは様々な文化的な催しが行われています。
- ・また、本市の近隣市町には、文化ホールや美術館等の充実した文化施設があり、それぞれが独自の文化発信をしています。
- ・平成22年には、愛知県において、3年に1度の芸術祭で今回が第1回となる「あいちトリエンナーレ2010」が開催される等、国際水準の芸術を間近に体感することができます。
- ・本市は、こうした地の利を生かし、近隣地域での大規模な舞台芸術や展覧会等を利用しつつ、市内では小さくても手の届く、市民が自ら大切に育み続けることのできる芸術文化活動を推進する必要があります。
- ・本市の芸術文化を担う人材を育てるために、県や国、愛知県文化振興財団等の支援活動を積極的に活用することが求められています。
- ・市民一人ひとりが、皆文化人としての自覚と誇りを持ち、芸術文化活動を通じて豊かな心を育み、日々の生活の中で芸術文化を楽しめる、日常に文化の溢れるまちづくりが望まれています。

施策がめざす将来の姿

- だれもが芸術の発信者、受信者となることができ、身近に芸術を親しみ、交流できる環境が整っています。
- 市民の自主的な芸術文化への取組が活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内での生活で芸術文化を身近に感じている市民の割合 (%)	39.4	45	50
芸術文化活動に参加している市民の割合 (%)	7.9	10	15

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 芸術・文化の振興	(1) 芸術文化活動の普及	① 芸術文化事業の充実
	(2) 芸術文化活動団体の支援	① 芸術文化活動団体等の活動支援
	(3) 芸術文化活動環境の充実	① 芸術文化施設の整備

施策の主な内容

(1) 芸術文化活動の普及

① 芸術文化事業の充実

市民会館で実施されている自主文化事業を、場所・内容の制約を取り払い、多様化・発展させます。また、芸術文化事業の小中学校での受け入れを積極的に進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自主文化事業	生涯学習課	大ホールに限定されていた自主文化事業を小ホールにおいても開催する。
小中学校等芸術文化支援事業	生涯学習課	事業内容と学校等の特色を考慮しながら、国・県・財団等からの小中学校等芸術文化支援事業を受け入れる。

(2) 芸術文化活動団体の支援

① 芸術文化活動団体等の活動支援

自主的な活動を推進するよう、施設利用者へのアンケート等により活動団体の実態を把握するとともに、各団体の特色を生かした活動が活発になるように支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
芸術文化団体活動把握事業及び共同企画事業	生涯学習課	市内で活動を行っている芸術文化団体を把握し活用するとともに、小規模でも多様な事業の企画・運営を共同で行う。

(3) 芸術文化活動環境の充実

①芸術文化施設の整備

市民会館を始めとした既存の公共文化施設の維持管理を適切に行っていくとともに、それ以外にも、公共文化施設という枠にとらわれずにその他公共施設や民間施設を有効に活用することで、芸術を広くまち中に浸透させます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
まちなかギャラリー事業	生涯学習課	公共・民間問わず市内の様々な施設に、芸術の展示スペースを確保し、作品の管理等を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）

第2節：生涯学習

4. 文化財の保護・活用

現状と課題

- ・その土地の気候・地質・地勢等、地域固有の歴史や風土に由来する伝統的な文化に触れることで、心豊かな生活を送ることが望まれています。
- ・そのためには、市民が地域固有の歴史や風土に対する誇りや愛着を持ち、市内の各地域がそれぞれ個性的で魅力ある地域となるために、文化財^{*1}や郷土の歴史資料の保護と普及が必要です。
- ・過去から現在に伝えられた貴重な文化財を保護し、未来に伝えることは、現代に生きる私たちの大切な責務の一つです。市が主体となり保存と活用の両面に配慮した「保護」を実現するために、市民や専門家と協働することが必要です。
- ・近年の都市開発により、時代ごとの建築様式や、都市化が進む以前の地域の生活や暮らしの様子を物語る歴史的建造物、石造物等が醸し出す歴史的景観、市の特徴的で学術的に希少な生物やその自生地等、文化的・歴史的遺産が失われる危機にあります。
- ・市の特徴的な文化財である「猿投山西南麓古窯跡群（猿投窯）」^{さなげやませいなんろくこようせきぐん}^{*2}等、地域固有の歴史を理解する上で欠かすことのできない埋蔵文化財^{*3}は保存が望まれており、近年の開発行為の活発化によりやむを得ず開発予定地に所在する場合には、適切に記録保存措置を講ずることが必要です。
- ・市内に存在する史跡や文化財についてさらなる保護と普及を図っていく上では、広くその価値を伝えていくために適切な資料の提供や、その歴史的価値を語り継ぐ人材の育成が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民・専門家との協働により、文化財・歴史資料が守られ、地域の文化が世代を超えて継承されています。
- 多くの市民が文化財・歴史資料を学び、理解することにより、郷土への誇りと愛着が育まれています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内の指定文化財を知っている市民の割合（％）	43.8	48	53
文化財普及事業への参加者（人）	7,875	8,800	9,900

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 文化財の保護・活用	(1) 文化財の保護	①文化財の指定 ②文化財の保護・管理 ③民俗芸能保存活動の支援
	(2) 文化財・郷土の歴史の調査・研究	①文化財・歴史資料の調査・研究 ②市史の編さん ③歴史民俗資料館等の施設の整備
	(3) 文化財・郷土の歴史資料の普及・活用	①企画展・文化財関連講座の開催 ②文化財・郷土の歴史の紹介 ③市民ボランティアの育成

施策の主な内容

(1) 文化財の保護

①文化財の指定

古くから伝わる地域の祭りや民俗芸能等の無形文化財や、古文書・史跡等の市にとって貴重な文化財を後世に伝えるために、市指定文化財に指定します。

②文化財の保護・管理

市指定文化財を始めとした文化財や歴史資料を後世に伝えるために、岩崎城歴史記念館や明治記念館等の展示収蔵等施設の適切な保護・管理を行います。また、歴史的建造物等を保存することにより、地域の魅力づくりに貢献します。

③民俗芸能保存活動の支援

地域固有の無形文化財である民俗芸能を保存するために、民俗芸能連合会に対して、民俗芸能の保存と後継者の育成を主とした活動支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市指定文化財指定事業	生涯学習課	市にとって重要なものを市指定文化財に指定する
岩崎城歴史記念館管理事業	生涯学習課	文化財の収蔵・展示を行う施設として岩崎城歴史記念館を管理する

(2) 文化財・郷土の歴史の調査・研究**①文化財・歴史資料の調査・研究**

個性的で魅力ある地域の形成と市民文化の向上のため、文化財、歴史資料の調査・研究を進め、後世に伝えるべき文化財を把握します。

②市史の編さん

市域の風土と本市に生きる過去から現在までの人々のあゆみであり、現在から未来に生きる人々の指針となる歴史を、記録し、今後へ伝えるため、市史を編さんします。

③歴史民俗資料館等の施設の整備

文化財・歴史資料の調査、研究と資料の活用を図るための拠点として、資料収蔵庫の維持管理や歴史的建造物を活用した展示・交流施設等を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市史編さん事業	生涯学習課	「民俗編」「自然編」を発刊し、「現代編」「考古編」「通史編」の発刊を検討する。

(3) 文化財・郷土の歴史の普及・活用**①企画展・文化財関連講座の開催**

地域住民に文化財や市の歴史を紹介し、地域固有の歴史や風土に対する誇りや愛着を醸成するために、文化財や歴史に関する企画展示を開催します。また、歴史講座、体験講座や現地を訪ねる現地体験型学習等を企画します。

②文化財・郷土の歴史の紹介

市民に文化財や市の歴史をわかりやすく伝え、理解を深めるため、文化財や歴史に関するパンフレットや冊子等を提供します。

③市民ボランティアの育成

市民や市を訪れる観光客に対して、市の文化財や歴史を紹介するためのお手伝いをしていただく市民ボランティアの育成を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
文化財・歴史関連企画展開催事業	生涯学習課	文化財や郷土の歴史への理解を促進するために企画展を実施する。
ボランティアの育成・支援事業	生涯学習課	文化財や郷土の歴史を紹介するためのボランティアを育成・支援する。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）
- 日進市文化財保護条例
- 岩崎城歴史記念館条例

◆ 用語の解説

- ※1 文化財：文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に区分される。
- 【有形文化財】建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料。
- 【無形文化財】演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。
- 【民俗文化財】衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
- 【史跡】貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの。
- 【名勝】庭園、橋梁その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの。
- 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、地質、鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの。
- ※2 猿投山西南麓古窯跡群（猿投窯）：愛知県中部の猿投山西南麓に分布する、古墳時代～中世の1,200基以上の窯跡群。
- ※3 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財。例えば、集落跡、貝塚、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳及びその他の墓、窯業遺跡及びその他の生産遺跡、祭祀遺跡、遺物散布地等。

第2節：生涯学習

5. 家庭教育

現状と課題

- ・本市は、小学校区ごとに地域に根ざした家庭教育推進委員会があり、青少年の育成と家庭教育の推進をめざすという目標に向かって平成4年度から各種事業に取り組んでおり、今後も地域において家庭教育推進委員会の役割はますます期待されます。
- ・青少年を取り巻く環境は、近年の激しい社会変化に伴い流動的な状況にあるため、青少年の実態を把握し、その健全育成に向けた総合的、計画的な取組を進めていく必要があります。
- ・核家族化の急速な進展に伴い、家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、世代間の絆が希薄になってきていることから、家庭、地域、学校が連携した多世代交流・異世代交流等、青少年の健全な育成に向けた取組が求められています。
- ・青少年の社会への関わりが薄れてきていることから、ボランティア活動等を通して地域社会に参画する機会が求められています。
- ・青少年の問題行動を未然に防ぐ環境をつくるため、青少年問題協議会の場を通して、地域が子どもや子育て家庭を見守り、支援する体制を整備することが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 家庭・地域・学校が連携し、豊かな人間性、社会性を持った青少年が育っています。
- 地域での教育力が向上することで、市民一人ひとりが地域の青少年を温かく見守るまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
家庭教育推進委員会等による青少年の育成のための地域活動に参加したことがある割合（％）	11.9	14	17

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
5. 家庭教育	(1) 家庭・地域の教育力の向上	① 家庭教育の推進 ② ふれあい交流活動の促進 ③ 組織運営体制の支援・強化

施策の主な内容

(1) 家庭・地域の教育力の向上

① 家庭教育の推進

家庭・地域の教育力の向上をめざすため、広報紙やホームページ等を活用し、家庭教育や子育てに関する情報を提供します。

② ふれあい交流活動の促進

地域における世代間での交流を促進するため、家庭・地域・学校が連携し、青少年が計画段階から参画できる事業を行います。また、伝統・文化等の振興や多世代・異世代交流の推進等を目的とした事業を行います。

③ 組織運営体制の支援・強化

各地域の特色を生かしながら、家庭教育推進のため、独自の事業を意欲的に展開している家庭教育推進委員会に対して、今後も継続して事業委託を行うとともに、事業実施に関する合同研修を開催する等、組織運営に対する支援を行います。また、行政内部で情報を共有する等、連携強化を図り、組織に対して、情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
体験学習講座等開催事業	生涯学習課	青少年がたくましく生きる力を養うため、様々な体験学習講座を開催する。
青少年育成事業（あいさつ運動の実施）	生涯学習課	青少年問題協議会及び家庭教育推進委員会が青少年の健全育成のためスローガンを掲げて運動を実施する。

第2節：生涯学習

6. 生涯スポーツの推進

現状と課題

- ・平成 20 年度に実施した市民意識調査の結果、週に 1 回以上スポーツを行う人の割合は 29%にとどまり、国のスポーツ振興計画の目標値である 50%を大きく下回る結果でした。中でも、スポーツを行いたくても時間がない、きっかけがないという意見が多くありました。
- ・平成 21 年度には、スポーツ振興基本計画が策定され、その中で市民の生涯スポーツの普及・振興の方策、スポーツ環境の充実が示されています。
- ・だれでも、いつでも、気軽にスポーツが楽しめ、スポーツが身近に感じられる環境整備が必要であり、その実現のための方策として総合型地域スポーツクラブの設置が求められています。
- ・本市には体育協会（15 連盟）及び少年少女育成委員会（10 団体）とレクリエーション協会（9 連盟）があります。（平成 22 年度時点）それぞれの団体が目的に応じた活動を行い、本市のスポーツ振興の一翼を担っています。本市のスポーツ実施率を向上させるためには、これらの団体のさらなる発展が不可欠です。
- ・生涯スポーツ、競技スポーツを推進していく中で優秀な指導者というのは必要不可欠です。気軽なニュースポーツ^{*1}を指導できる指導員から競技力向上のためのハイレベルな指導者まで様々な指導者が必要です。
- ・小中学校の運動部活動において、指導経験のある教員が不足しているため、外部指導者を導入している学校もあり、指導者の育成の機会が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 多くの市民が週に 1 回以上スポーツを楽しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。
- だれもがスポーツを気軽に楽しめる環境が身近に整備されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
週に 1 回以上スポーツを行う市民の割合 (%)	29.0 (平成 20 年度)	40	50

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
6. 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの普及・振興	①スポーツ教室の充実 ②スポーツ大会・イベントの開催 ③レクリエーションスポーツの普及 ④スポーツ実施機会の提供・充実
	(2) スポーツ組織の活動支援	①スポーツ団体の活動の支援 ②総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援 ③指導者の育成
	(3) スポーツ環境の整備	①スポーツ施設の充実 ②スポーツ施設の有効活用の促進

施策の主な内容

(1) 生涯スポーツの普及・振興

①スポーツ教室の充実

だれもが取り組みやすいレクリエーションスポーツを取り入れる等して、市、体育協会、レクリエーション協会及び指定管理者が行うスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充します。

②スポーツ大会・イベントの開催

「にっしんわいわい！マラソン・ウォーク大会」や「市民体力テスト」等、スポーツ大会・イベントへの積極的な参加を呼びかけ、多くの市民がスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。

③レクリエーションスポーツの普及

「ライフスポーツ体験会」や「スポーツフェスティバル」等、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを通して、レクリエーションスポーツを紹介し、市民のスポーツ実施率を高めます。

④スポーツ実施機会の提供・充実

健康づくりの観点から、利用者の健康状態に応じたスポーツプログラムを作成し、普段スポーツに取り組む機会の少ない人へのアドバイスや運動指導体制を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
にっしんわいわい！マラソン・ウォーク大会開催事業	生涯学習課	愛知池を周回するコースをマラソン・ウォークの部に分かれて行う。
市民体力テスト開催事業	生涯学習課	自分自身の体力を知ることによって今後の健康増進を図る。
スポーツプログラム作成支援事業	生涯学習課	利用者の健康状態に応じた個別のスポーツプログラムの作成を支援する。

(2) スポーツ組織の活動支援

①スポーツ団体の活動の支援

本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体の体育協会やレクリエーション協会との連携体制を強化し、団体の支援・育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。

②総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援

青少年の健全育成、地域教育力の回復、世代間の交流、施設の有効活用、高齢者の生きがいづくり等の効果が期待されている総合型地域スポーツクラブ^{※2}について、スポーツ指導者等の育成を図ります。また、愛知県広域スポーツセンター事業及び既存団体との連携、クラブハウス及び活動場所の確保、啓発活動等について検討し、その設立及び運営の支援を行います。

③指導者の育成

体育協会・レクリエーション協会と連携し、各種スポーツの専門的な知識・技能を有する指導者を育成するセミナーを実施して、市民ニーズに対応できる指導者を育成します。また、市のスポーツ振興事業の企画・運営等に携わるボランティアスタッフを募集し、その活動機会を提供します。また、大学等の研究施設とも連携し、セミナー等への参加を促進します。小中学校の運動部活動において、指導経験のある教員が不足しているため外部指導者を導入している学校もあります。今後は部活動指導者の質の向上をめざし、指導者の研修の機会の提供を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	生涯学習課	クラブ設立準備委員会を設置し、クラブ設立を推進する。

(3) スポーツ環境の整備

①スポーツ施設の充実

スポーツ活動の拠点となる施設として、総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園等を、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、施設や備品の修繕、取り換え

の必要性を検討しつつ、計画的な改修等を行います。

②スポーツ施設の有効活用の促進

施設利用状況等に関する総合的な情報システムの整備等、利用者サービスの向上に努めるとともに、施設の活用を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
スポーツ施設管理運営事業	生涯学習課	定期的に施設の管理及び事業の運営状況の確認を行い、必要に応じた施設及び備品の補修を行う。
学校体育施設スポーツ開放事業	生涯学習課	学校体育施設を地域住民等のスポーツ活動利用のため開放する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市スポーツ振興基本計画（平成22年度～平成31年度）

◆ 用語の解説

- ※1 ニュースポーツ：グラウンド・ゴルフ、インディアカ等、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、1)力の限界に挑戦するのではなく、ふれあいと楽しみを追求する 2)体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる 3)ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である等の特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたもの等を含めると100種を超えるニュースポーツがあるとされている。
- ※2 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、1)子どもから高齢者まで（多世代）、2)様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。